（5）炉心、核燃料と核燃料管、そして原子炉圧力容器への、事故による影響も、まだ何もわかっていない。－炉心内の沸騰は１回だけだったか？核燃料管の露出、損傷の可能性も在る美浜２号機事故－

被告は、書面（二七）の（三）の（１）で、（Ｃ）のごとく、炉心内の沸騰も、核燃料管の損傷もなかった、と主張している。しかし、この点は、すでに、原告の本書面の（四）において示したごとく、４月２７日の衆院予算委員会の席上で、被告側自身が、炉心内の沸騰、蒸気泡の発生と滞留を認めていることから、被告は法廷の場でも、公然と事実隠しと、虚偽の主張をやってのける－という従来からの原告主張の正しさを裏付ける証拠書面の役割を果たしているのである。

だが隠されている事実はこれだけであろうか？関電にとって、被告にとって、そして原告を含む国民にとって、美浜事故のもたらした不幸、被害は残念なことに、更に大きいものであった可能性が強いのである。それは、甲３２号証の１及び１３のデーターに立ち戻って見ると、その差が見えてくるのである。

即ち、被告らが国会に提出した甲３２号証の１２の資料では、炉心内の沸騰はＥＣＣＳ停止直後の１４時４２分ごろから１５時０５分頃までの「一回」となっている。これだけでも大変な事態である。だが本当に、炉心内の沸騰は、この一回だけだったのだろうか？

事実は、細管破断が発生した直後、破断口からの一次冷却水流出で、一次系、炉心内の圧力が急激に下がり、飽和温度が下がった時からの約１５分間の間に、炉心内の沸騰が発生した可能性がある。それは、二つのグラフ資料の同時間帯中の飽和温度グラフと、破断が発生した側の蒸気発生器へ原子炉から向う高温側冷却材温度グラフとが数回に亘って、ほとんど接しそうになっていることから読み取れるのである。

元々、この飽和温度なるものは、コンピューターで計算しているにすぎないのであり、関電が自らにとって致命的な打撃となるような「危ない」計算結果を公表する可能性の方が少ないという、これまでの関電のやり方を考えれば、このグラフは両者が接している可能性があると考えた方が妥当である。そして、仮に、このグラフどおりであったとしても、核燃料管に接する部分の冷却水は、沸騰していた可能性は極めて高い。（１頁に続く）

会計報告（'91.10/1～10/31）

収入	
会費	２２、０００
ニュース講読料	１４８、２５０
コピー代	１、６２０
カンパ	５００
書面売上金	１、５００
計	１７３、８７０
支出	
ニュース印刷代	２５、０００
郵送料	１１、１３８
振替手数料	７４０
事務用品費	２、０１８
２号炉公判援助	３０、０００
ゼロックス・リース料	１０、３００
ゼロックス・コピー料	１１、７１９
計	９０、９１５
差引	８２、９５５
積立金合計	１、９８３、９２７

伊方訴訟ニュース

第 219 号
1991年11月15日

伊方原発訴訟を支援する会　連絡先 〒530 大阪市北区西天満４－９－15 第一神明ビル 藤田法律事務所 電話 06－363－2112 口座 大阪３－48780

伊方原発反対八西連絡協議会

フランスへの使用済核燃料搬出に抗議

四国電力は、１０月２４日、伊方原発専用埠頭から、使用済核燃料集合体３６体（燃料棒６４４４本）を、専用運搬船「パシフィック・ピンテール」に積み込み、フランスのラ・アーグ再処理工場に送った。伊方原発からの搬出は通算２５回目、海外へは１７回目で、同原発に貯蔵されている使用済燃料は、１号炉８７体、２号炉１１４体となった。

八西連絡協議会では、四国電力の山本博社長に抗議文を送り、次のように住民の不安と怒りを表明した。「四電の行為は、我々八西地区住民だけでなく、宇和海沿岸、ひいては航路沿いの太平洋沿岸の国々、パナマなど世界の人々の生命や財産を脅かすもので決して許されるものではない。そもそも、こうした死の灰を大量に生産する原発そのものを、運転中止し、即刻廃炉にすべきである」と。

（６頁から）

つまり、この時間帯中、加圧器水位は、約２０分以上に亘ってゼロとなっており、原子炉内、一次冷却管の中が、空洞になった部分があった可能性があり、いかに被告が事実隠しに必死になろうとも、その可能性はほぼ確実と指摘できる。原告らは、原子炉内の水位は、想像以上に下がっていたと考えている。

原告らの判断が事実に近ければ、核燃料管のすぐ近くまで水位が下がり、飽和温度の下降で、核燃料の崩壊熱による温度上昇による沸騰とあいまって、核燃料の上部の一部は、事実上、冷却不能の状況に至り、損傷した可能性を否定できない。

被告らが、あろうことか、核燃料のすぐ近くにあった炉心温度の計測器のデーターが、ＥＣＣＳ作動後の問題の１０分間に亘って、計測されていなかったと、弁解している事実（甲３２号証の１１）が、右の原告らの判断の根拠の一つともなるのである。

右原告らの懸念が、単なる懸念で終ることを原告は願っている。しかし、事実に近いものがあるとすれば、近く被告らのおぜん立てで編成された調査委員会なる人々が、この点について、どう明らかにし、どう説明するのか、極めて興味深いことである。そして、もし、右の事態の可能性を無視、否定したまま、単なる「幕引き」のための調査結論が出された場合には、それを画策した被告らの罪は、必らずや、いつの日か暴露、露見することとなり、被告らの責任は、国民から、徹底的に追及、糾弾されることになるであろうと断言しておく。　（この書面は終り）

原告準備書面

－美浜２号機事故が実証した
本件安全審査の違法性（２）－
（１９９１年5月３０日提出）
（その４）

六　美浜２号炉細管破断事故と本件２号炉安全審査及び変更許可申請書における細管破損事故の事故解析と結果（つづき）

⑨申請書及び審査報告書で「破損した蒸気発生器を隔離した後でも健全側の主蒸気逃し弁を使用して一次冷却系の除熱及び減圧を継続することができる」（乙第２号証の４及び乙第３号証の３、ｐ71。乙第４号証ｐ37。）と自信に満ちて断言していたが、

美浜事故では、細管破断の推定時刻１３時４５分から１７分後に、破損側（Ａ系）蒸気発生器の主蒸気隔離弁を閉じて、同発生器を隔離し、同時に健全側（Ｂ系）主蒸気逃し弁を手動開放し、一次冷却系の減圧、除熱をはかったが、その効果はごくわずかであった。そして、その後、一次冷却材圧力は上昇を続けた、このため、１４時１７分にもＢ系の逃し弁を手動開放したが、グラフで分かる通り、全く効果を果たしていない。また、二次系の減圧、除熱に対しても、４回に亘ってのＢ系逃し弁の開放は、１回目を除き、３回ともほとんど効果が見られない。現実に、Ａ系ループの減圧は、Ｂ系ループの逃し弁が開放された後に、Ａ系の逃し弁の自動開放で下がっている。しかし、その開放のたびに、放射性蒸気が大気中に放出されたのだ。この事項でも、申請者と審査回の「健全側の蒸気発生器の主蒸気逃し弁を使用して一次冷却系の除熱および減圧を継続できる」との事故解析は全く用をなしていない。このような空理空論を承認した審査会と報告のデタラメぶりには、ただあきれるばかりである。更に・・・

⑩申請書では、右のシナリオに引き続き「更に、加圧器逃し弁によっても一次冷却系の減圧ができる」とし、

審査報告書も「過渡状態での一次冷却系の過圧を防止し、伝熱管に過大な差圧が生じないようにするために、加圧器逃し弁及び加圧器安全弁などの設備が設けられる」とし、これが「この事故の発生を防止する対策」であり「瞬時の完全破断のような事故発生の可能性は極めて少ない」ことの根拠の一つとしている（乙第四号証ｐ３７，本書面ｐ３４参照）。だが、

美浜事故では、破断推定時刻から２５分後の１４時１０分頃、運転員が一次冷却系の減圧を行うため、加圧器逃し弁を手動で開こうとスイッチを押したが、全く弁は作動しなかった。そして、その後の開放操作にもかかわらず、遂に今回の事故期間中、加圧器逃し弁は開かず、一次冷却系を減圧する機能を全く果たさなかった。また、審査会のいう防止対策としての加圧器逃し弁及び加圧器安全弁の設置は、今回の細管破断事故の防止にも何らの機能を果たしていない。

⑪審査報告書では、細管破断事故を防止する対策として、

「(1) 蒸気発生器の伝熱管は耐蝕性に優れ延性に富んだニッケル、クロム、鉄合金を使用し、設計、製作及び検査の各段階で蒸気発生器伝熱管破損の可能性が少なくなるよう配慮される。」

「(2) 蒸気発生器伝熱管の腐食を小さくするため、適切な化学薬品の注入などにより使用する水の溶存酸素や塩素などの含有量を抑えるように、水質が管理される。」

「(3) 先述につき略。」

「(4) 蒸気発生器ブローダウン水及び復水器空気抽出器排気の放射能レベルは常時監視されており、蒸気発生器伝熱管の漏洩は早期に検出できるので、適切な処置が講じられる」（右(1)～(4)いずれも乙四号証ｐ３９）とし、これら(1)～(4)により細管の「瞬時の完全破断のような事故発生の可能性は極めて少ないものである」（同右号証）と断言している。ところが、

美浜２号炉では、審査会が「可能性は極めて少ない」と断定した蒸気発生器細管の完全破断が現実に発生した。従って、右の審査会が「可能性は極めて少ない」ための理由として挙げた四つの防止策は、「その機能、効果を持っていなかった」ことが、今回の事故で実証された。たとえば、右の(4)については被告自身が事故後、早々と、その事実を認め、関電と本件２号炉申請者の四電を含めて加圧水型原子炉を保有する電力会社に対して、新たな原子炉の停止基準を指示している（甲３２号証の１６）。但し、この指示の際には、関電は被告らの存在や指示など、実際のところ、何ら重視する考えや姿勢がない－という、これまでに誰にでも知られていた事実が、現実に、公の形として天下に知れ渡るというおまけがついたのである（甲３２号証の１７）。ちなみに、この話題の主の飯田関電副社長は、なんと本年４月、日本原電の社長に栄転（左遷？）された。わが国の原子力コネクションの姿がここにも示されている。

七．結論　美浜２号機事故は本件安全審査のズサンさを実証した。よって、本件許可処分の違法は明白となった。

以上、本件安全審査報告書及び許可申請書における蒸気発生器細管破損事故の事故解析と、現実に発生した美浜原発２号機の細管破断事故との比較検証によって、①から⑪までに列挙したものだけでも、本件安全審査で機能するとされていたものが機能せず、作動したものも、その効果を果たすとされたものが効果を持たず、審査会が事故の終息を期待した態様と時間も、現実の事故は、すべて危険な側に近付く形で審査内容と異なっていた。

今回の美浜２号機事故は本件安全審査の事故解析が、全く解析となっておらず、審査の態をなしていないものであることを実証したのである。このようなズサンな事故解析による事故評価では、事故時における公衆の被曝が、どのようになるのか－といった点についての科学的、客観的な評価は到底期待できないし、またできるはずもない。従って本件安全審査によっては、原子炉規制法２４条１項の四の中の「－原子炉の災害防止上支障のないもの」との要求を充たすことは不可能であり、そのことはとりもなおさず、原告らが憲法１３条に保障された「国民の生命、自由、幸福の追求の権利」及び同第２５条「すべての国民は健康で文化的な最低限度の生活を営む権利」の侵害となることは明らかである。よって、先のズサン極まりない審査をもとにしてなされた本件許可処分も違法であり、直ちに取り消されなければならない。

八．被告準備書面（二七）についての問題点及び求釈明

被告は「調査の審点に伴い、主張を変更する可能性がある」としながら、

A「周辺公衆への影響はなかった」

B「炉心及び原子炉圧力容器に及ぼす各影響について問題とすべき事象ではなかった」

C「伝熱管損傷は、振れ止め金具が設計通り挿入されていなかったことにより発生した高サイクル疲労が原因である蓋然性が極めて高い」として、これは「もっぱら施工管理に属する事項であり」として「したがって美浜２号炉事象の発生は、本件安全審査の合理性を何ら左右するものではない」と決まり文句でしめくくっている。

(1) 全国に拡がる、原子力安全委員を更迭せよーの声

はっきりと断言しておくが、被告らは、例え本件２号炉で、ＴＭＩ原発事故やチェルノブイリ原発事故をしのぐ大事故が発生し、数えきれぬ国民や世界の人々が放射能被曝にさらされ、苦しみの中にあろうとも「今回の事故は、基本設計ないし基本的設計方針に係わる事故でなく、何ら本件審査の合理性を左右するものではない」と言い続け、ズサンな審査やデタラメな許可をしたことに対して、いかなる責任もとらないことは、確実である。

そのことは、本書面における被告主張を待つまでもなく、今回の美浜事故に対する内田秀雄原子力安全委員長の「反省するが、責任はない」と言い放って居直る発言と姿勢が、雄弁に物語っている（甲３２号証の１８）。だが、このような、内田委員長らの傲慢極まりない開き直り、居直りに対して、地元や周辺地域、そして全国で、怒りと抗議の声が上がっている。そして「安全主張ばかりの原子力安全委員を更迭せよ」という声も全国に拡がりつつあるのである（甲３２号証の１９）。

(2) 低く見積もられている放出放射能量

また、右の被告書面中の（A）についても、実態は全く不明であることが現実である。

即ち、過去の一次冷却水漏れ、蒸気発生器細管破損による二次系への流出事故と、今回の事故とを比べた場合、例えば、本件２号機に隣接する同型の１号機で、１９７８年（昭和５３年）１０月３日に起きた一次冷却水漏れ事故では、毎時２トン、合計で４８トンもの冷却水が漏れたが、格納容器内での漏れにもかかわらず、外部へは放射能が１．５キュリー放出された（甲１号証の３の１、同２、１９８３年２月４日提出書面参照）。

また、１９７２年（同４７年）６月１５日、これも、今回事故を起こした美浜２号機に隣接する同１号機で、蒸気発生器細管が損傷し、一次系から二次系へ冷却水が流出した。この時は、勿論、完全破断ではなく、損傷だったにもかかわらず４キュリーの放射能が外部に放出されている（甲３２号証の２０、及び１９８３年９月１６日提出証拠「原発黒書」ｐ４９、美浜１号炉事故年表参照）。また、今回の美浜２号機も、１９７５年（同５０年）１月８日、一次系から二次系への細管損傷（破断ではない）による流出が発生しており、０．５１キュリーを外部に放出している（同右、ｐ５０）。

今回の事故においては、既に前回書面で明らかにした通り、関電の当初の放射能放出量は０．１３キュリーとされ、完全破断と判明してから、あわてて計算のやり直しをしたのである。そして、今回の被告書面での「外部流出は２．５トン、希ガス０．６キュリー」とされたのである。しかし、右の３回の一次冷却水の格納容器への流出、二次系への流出の事故で見ても明らかな通り、細管の完全破断、安全審査での想定量をはるかに上回る流出量ーを見れば、今回の被告らの主張する放出放射能量には大きな疑問がある。被告は、右放射能量の算定根拠と計算式を明確に示さなければならない（求釈明）。

(3) 事故期間中、一般見学者を構内に放置した許し難い犯罪。ー被告は、この見学者の被曝量を明らかにせよー

また、右の少ない放出量を基に、公衆の被曝量を、これみよがしに記しているが、事故期間中、何も知らされずに蒸気流出口のすぐ近くにいた５５人の一般見学者の被曝量は一体いくらになっているのか、これについて全く示していないのは不当であり、許し難いことである（甲３２号証の２１）。

無論、右の事故期間中、構内に一般見学者を滞在させていたことそのものが、絶対に許されない犯罪であり、重罰に値する暴挙であったことは言うまでもない。この点について、全く触れられていない被告書面、主張は無責任かつ犯罪的である。従って被告は、美浜事故時に構内にいた５５人の各人の被曝量がいくらになっているのか、直ちに明らかにしなければならない。また、見学者に何らの対応策をとらずに放置した関電の対応についての見解を示せ（求釈明）。

(4) 美浜２号炉事故の原因はまだ何もわかっていない。ー数多くの事柄、原因が不明なままに、「とにかく本件審査と関係ない」と言いくるめようとする電力会社のお先棒かつぎの被告通産省ー

被告は、今回の美浜２号機の細管破断の原因として、先の（C）のごとき理由を挙げ、被告らで編成した調査特別委員会の調査結果すら出ていない段階で、あたかも、右振れ止め金具の挿入がなかったことが原因として決め付け、早々に「したがってー本件審査の合理性を何ら左右しない」と唱いあげている。

同問題については、次回以降、詳細に検討、陳述するが、今回は、この被告の断定により、美浜２号を除く、他の同型原発の安全点検がなされないまま運転を強行している「口実」となっていること。この原因と聞いた関電が思わず、ほくそ笑んだこと（甲３２号証の２１）。福井県の担当者を始め、多くの人々が、この原因説に疑問を投げ掛けていること（甲３２号証の２２、同２３、同２４）。被告らが提出した書面（二七）が作成されていた同じ時期に、原子力安全委員会・原子炉安全専門審査会・２号機伝熱管損傷ワーキンググループの須田信英主査（阪大基礎工学部教授）は、４月２６日の現地調査の後「都合のよい容疑者が見えたから早速犯人にするというようなことは気を付けたい」と語り、通産省、関電が振れ止め金具説に原因を絞りつつある方向に慎重な姿勢を示しているのである（甲３２号証の２５）。

以上の指摘だけでも、被告が、今回の細管完全破断事故が発生してもなお、同じ事故の再発を防ぐために、真摯に反省し、学ぶという姿勢は全くないことが明らかである。

被告らは、ひたすら、自らが長期的展望も思考もなしに突き進んできた原子力優先、拡大の道を、電力会社のお先棒かつぎそのままに、いまもなお、改めていないという悲しむべき、そして、我々原告、国民にとっては到底受け入れ難い恐怖の状況が、いま、存在しているのである。